

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員 の数 | 公益法人の場合 | | |
|--|---|----------|----------------------------------|---------------|---|-------------|-------------|--------|--------------|---------|-------------------|---------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者数 |
| LAN端末の借入（本省、管区行政評価局及び行政評価事務所等分） | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.2 | 三菱HCキャピタル(株) 東京都千代田区丸の内1-5-1 | 4010001049866 | 本件調達は、総務省LANで導入しているLAN端末のリース延長を行うものである。 本件は、本省、管区行政評価局及び行政評価事務所等に配備している総務省LANのリース延長を行うものであることから、現在、物品借入契約をしている三菱HCキャピタル株式会社以外に行うことはできないものである。 会計法第29条の3第4項 | 225,522,000 | 225,522,000 | 100.0% | | | | |
| G20デジタル経済大臣会合及び出席国政府高官との会談における通訳業務に係る事務の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.14 | (株) インターグループ 大阪府大阪市北区豊崎3-20-1 | 8120001060882 | 緊急の必要により、特定の者でなければ当該業務を履行できず、他に競争を許さないため（会計法第29条の3の第4項）。 | 1,090,000 | 1,090,000 | 100.0% | | | | |
| 総務省LANにおける新政府共通ネットワークへの移行作業の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.1 | 日鉄ソリューションズ(株) 東京都港区虎ノ門1-17-1 | 9010001045803 | 本件請負は、総務省LANにおける新政府共通ネットワークへの移行に係る作業を行うものである。 作業対象が総務省LANの提供しているサービスと密接に連携しており、現在稼働している総務省LAN及び総務省LANに接続している業務システムに影響を与えないよう作業する必要があることに加え、もし上記作業等が的確に実施されない場合、現行システムに影響が生じ省内職員の業務に支障が出るおそれや、セキュリティの確保がなされず情報流出事案が発生してしまうおそれ等がある。 そのため、本件請負は、総務省LANのセキュリティ対策はもとより、ハードウェア、ネットワーク等のシステム全体の構成を十分に把握している日鉄ソリューションズ株式会社以外に行うことはできないものである。 なお、念のため同業他社に対し、対応可否について事前聴取を行ったが、対応不可能な旨の回答を得ている。 | 10,824,000 | 10,824,000 | 100.0% | | | | |
| 情報通信基盤整備状況把握のための調査の請負 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.28 | (株) ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1 | 5290801002046 | 予算決算及び会計令第99条の2（不落随契） | 7,062,792 | 7,029,000 | 99.5% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|---|---------------|--|-------------|-------------|--------|--|--|--|--|
| 周波数の国際協調利用促進に資する磁気低緯度地域における電離圏環境調査に関する請負 | 赤阪 晋介 総務省大臣官房会計課長 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.28 | 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 東京都三鷹市新川6-38-1 | 5012405001732 | 履行可能な業者を募集し、履行証明書を求め公募を行った結果、当該事業者のみが応募業者であった。審査の結果、履行可能業者であることが認められるため。 会計法第29条の3第4項 | 20,826,148 | 20,826,148 | 100.0% | | | | |
| 令和5年度遠隔方位測定設備センサの移設等の請負（九州総合通信局福岡市内センサ局） | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.15 | 日本電気（株） 東京都港区芝5-7-1 | 7010401022916 | 総務省では、警察・消防無線、航空・海上無線、携帯電話などの重要無線通信への妨害対策をはじめとする不法無線局の取締りを実施するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設として、遠隔方位測定設備を全国に整備している。 本件は、日本電気株式会社が製作した遠隔方位測定設備センサを移設するものであり、移設に当たってセンサやネットワークの設定変更が伴うものであるため、そのシステム構成及び運用について熟知していることが必須である。 このため、本センサを製作した日本電気株式会社以外には正確に実施することが不可能なため、同社と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 | 38,357,000 | 38,357,000 | 100.0% | | | | |
| 衛星光通信用次世代補償光学デバイスの研究開発 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.1 | (株) SCREENホールディングス 京都府京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1 | 6130001003272 | 本件は委託先を公募の上、外部専門家等で構成される研究開発評価会で評価・選定したものであり、本年度の実施に当たっては、令和5年6月に開催した同評価会において、当該委託先の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 | 121,200,000 | 121,200,000 | 100.0% | | | | |
| 衛星光通信用次世代補償光学デバイスの研究開発 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.1 | 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 東京都三鷹市大沢2丁目2番1号 | 5012405001823 | 本件は委託先を公募の上、外部専門家等で構成される研究開発評価会で評価・選定したものであり、本年度の実施に当たっては、令和5年6月に開催した同評価会において、当該委託先の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 | 168,791,330 | 168,791,330 | 100.0% | | | | |
| 衛星光通信用次世代補償光学デバイスの研究開発 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2 | R5.8.1 | 国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1 | 7012405000492 | 本件は委託先を公募の上、外部専門家等で構成される研究開発評価会で評価・選定したものであり、本年度の実施に当たっては、令和5年6月に開催した同評価会において、当該委託先の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 | 9,750,000 | 9,750,000 | 100.0% | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--------|--------------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|--|--|--|--|
| 周波数資源の有効活用に向けた高精度時刻同期基盤の研究開発 | 谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2 | R5.8.7 | 国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1 | 7012405000492 | 本件は委託先を公募の上、外部専門家等で構成される研究開発評価会で評価・選定したものであり、本年度の実施に当たっては、令和5年6月に開催した同評価会において、当該委託先の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 | 22,802,000 | 22,802,000 | 100.0% | | | | |
|------------------------------|--|--------|--------------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|--|--|--|--|

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。